

大津市上田上小学校「父母と教師の会」(PTA)会則

[第1章] 各称及び事務局

第1条

この会は、上田上小学校「父母（保護者）〔以下、総称して父母という〕と教師の会」(PTA)〔以下、本会という〕と称し、事務局を上田上小学校に置く。

[第2章] 目的と事業

第2条 (目的)

本会は、上田上小学校の児童の福祉の増進と教育の充実を図るとともに、父母と教職員が協力して、学校教育の振興を図る。

また、家庭および社会の生活環境の向上に努めるとともに、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 児童のための福祉事業を遂行する。
- 2 家庭と学校が密接に連携する活動を行う。
- 3 児童の健全育成のための活動を行う。
- 4 会員相互の親睦を深め、教養を高めるための活動を行う。
- 5 その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

[第3章] 会員

第4条

本会の会員は、上田上小学校に在籍する児童の父母および上田上小学校に勤務する教職員を以って会員とする。

第5条

本会の会員は、大津市PTA連合会、滋賀県PTA連絡協議会、日本PTA全国協議会の会員となる。

[第4章] 役員および委員と任務

第6条 (役員)

- | | | |
|---|-----|--------------------------------------|
| 1 | 会長 | 1名 (父母) |
| 2 | 副会長 | 2名 (父母、会長補佐・次年度会長) (父母、会長補佐・庶務補佐) |
| 3 | 参与 | 上田上小学校校長をもってあてる。 |
| 4 | 庶務 | 2名 (父母1名、教職員1名) |
| 5 | 会計 | 2名 (父母1名、教職員1名) |

第7条 (委員)

本会に次の委員を置く。

- 1 町委員 各町より1名とする。ただし、運営に支障がないと判断された場合はこの限りでない。
補則 平野、牧、中野・芝原・大鳥居、新免・堂・白百合、松が丘の5グループより1名選出する。
- 2 学級委員 1学年～6学年まで各学級より1名。ただし、わかば学級については原学級に包含するものとする。

第8条 (役員の仕事)

本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長・庶務を補佐し、会長・庶務の事故あるときは、これを代行する。
- 3 参加は、各会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 庶務は、会議の記録ならびに会の運営に伴う事務を処理する。
- 5 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 6 上記仕事の執行にあたり、会長の任命により職務代理者を定めることができる。

第9条 (委員の仕事)

本会の委員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 町委員は、各町における会員相互の密接な連携を図るとともに、各地域における懇談会等を必要に応じて開催し、地域の父母の子育てに関する情報交換や研修等を行い教育の向上に努める。
また、本会および本会内常設部会と連携を保ち円滑な運営に協力する。
- 2 学級委員は、各学級の会員相互の連携を図り、学級担任と密接な連絡のもとに、学級懇談会などを必要に応じて開催し、学級の父母の子育てに関する情報交換や研修を行い、教育の向上に努める。
また、本会および本会内常設部会と連携を保ち円滑な運営に協力する。

[第5章] 役員および委員の選出

第10条 (役員の選出)

本会の会長、副会長、庶務(教職員代表は除く)、会計(教職員代表は除く)は、毎年2月の役員候補者推薦委員会で推薦により選出される。

第11条 (役員候補者推薦委員会)

役員候補者推薦委員会は、別に細則で定める。

第12条 (委員の選出)

町委員、学級委員の選出は、毎年、年度当初に役員、各町、各学級の推薦により選出する。

第13条 (兼務)

- 1 会長以下の役員、町委員、学級委員は、兼務して選出することはできない。
- 2 夫婦を同時に、会長以下の役員および町委員、学級委員に選出することはできない。

第14条 (任期)

- 1 会長以下の役員、町委員、学級委員の任期は1か年とし、再選を妨げない。
- 2 削除 平成24年5月16日施行

[第6章] 選挙管理委員会 削除 平成19年5月18日施行

第15条 削除 平成19年5月18日施行

第16条 削除 平成19年5月18日施行

第17条 削除 平成19年5月18日施行

[第7章] 常設部の設置

第18条

- 1 本会の事業および会の運営を円滑にするため、常設部を設置し、会の目的達成に必要な事業の企画、運営にあたる。
- 2 常設部に関する必要な事項は、細則で定める。

[第8章] 会議

第19条 (会議)

本会の会議は、総会、委員総会、常設部会、役員会とする。

第20条 (総会)

- 1 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関である。
- 2 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が召集する。定期総会は毎年、年度の当初に開催する。
- 3 臨時総会は、委員総会が必要と認めたとき、または、会員の3分の1以上の請求があったとき会長は召集しなければならない。
- 4 総会は会員の2分の1(委任状を含む)以上の出席で成立することとする。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数(委任状を含む)で議決する。
- 6 総会に出席することができないときは、委任状をもって出席に代えることができる。
- 7 総会の議長は会員より選出し、選出方法については、細則で定める。

- 8 この他、総会に必要な事項は細則で定める。

第21条（委員総会）

- 1 委員総会は、町委員、学級委員および会長以下役員で構成し、総会に次ぐ議決機関である。
- 2 委員総会は、本会の運営に必要な事項および予算について、審議・議決する。
- 3 委員総会は、会長が必要と認めたとき、または、委員の4分の1以上の請求があったとき開催する。
- 4 委員総会は、委員の2分の1(委任状を含む)以上の出席で成立し、議事は出席者の3分の2(委任状を含む)以上で議決する。
- 5 委員総会の議長は、副会長が努める。
- 6 この他、委員総会に関する必要な事項は細則で定める。

第22条（役員会）

役員会は、会長、副会長、庶務、会計、参与で組織し、本会の運営に必要な事項を協議する。

[第9章] 会計監査

第23条

- 1 本会に会計監査を置き、会計の監査を行なう。
- 2 会計監査員は委員総会において、会員中より2名を選出し、定期総会に報告する。
- 3 会計監査員は年1回以上会計監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
- 4 会計監査員の任期は1か年とし、会長以下の役員および町委員、学級委員が兼務することはできない。
- 5 会計監査員の選出方法については、細則で定める。

第24条

会計監査員は、必要と認めたとき委員総会を召集することを会長に請求することができる。

[第10章] 会計

第25条

- 1 本会の経費は会費、寄付金、事業収入、その他の収入を以てこれに当てる。
- 2 本会の役員(父母および教職員)は月400円の会費を納入することとする。ただし、児童が2名以上在学する場合は、2名より250円を納入することとする。尚、納入は学期ごとにまとめて納入とする。(5

月納入 4月～8月分、9月納入 9月～12月分 1月納入 1月～3月分)

第26条

本会の会計は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

[第11章] 互助慶弔規定

第27条

本会の互助慶弔規定は、別に細則で定める。

[第12章] 細則

第28条

本会の細則は、委員総会の議を経てこれを定める。

[第13章] その他

第29条

この会則に定めるもののほか、事業の遂行およびその他に関し必要な事項は、委員総会の議を経てこれを定める。

第30条

本会の会則改正は総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

付 則

この会則は昭和22年 4月 1日より施行する。

この会則は昭和55年 4月24日に改正し、施行する。

この会則は昭和61年 5月30日に改正し、施行する。

この会則は昭和62年 4月25日に改正し、施行する。

この会則は昭和63年11月 1日に改正し、施行する。

この会則は平成 元年 4月22日に改正し、施行する。

この会則は平成 2年 4月21日に改正し、施行する。

この会則は平成 4年 5月16日に改正し、施行する。

この会則は平成 5年 5月22日に改正し、施行する。

この会則は平成 9年 5月17日に改正し、施行する。

この会則は平成12年 4月 1日に改正し、施行する。

この会則は平成12年 5月 6日に改正し、施行する。

この会則は平成16年 5月14日に改正し、施行する。

この会則は平成17年 5月17日に改正し、施行する。

この会則は平成17年11月21日に改正し、施行する。

この会則は平成19年 5月18日に改正し、施行する。

この会則は平成23年 9月22日に改正し、施行する。

この会則は平成24年 5月16日に改正し、施行する。

この会則は平成26年 5月10日に改正し、施行する。

この会則は平成29年 5月17日に改正し、施行する。

この会則は令和元年 11月29日に改正し、施行する。